

改正概要説明書

国名：スイス

法令名：特許規則

改正情報：2019年1月1日施行

改正概要：

1. 郵便物の提出日の規定の簡素化

・ 郵便物の提出日の扱いについて、日付印等詳細に規定していたが、スイス郵便局から庁宛に差し出された日と簡素化した(第2条)。

2. 署名を要する書類の規定の整備

・ 署名を要する書類の規定について、証明書更新又は小児補充的保護証明書の付与の申請には署名不要の旨を追加した(第3条(3))。

3. 使用言語の規定の整備

・ 提出物の使用言語について、フランス語・ドイツ語・イタリア語と具体的に規定されていたものを「公用語」と簡略化し、併せて取下書の証拠に係る翻訳文の適用条文を追加した(第4条(3)(5))。

4. 代理人の扱い等の新設

・ 委任状について、代理人は登録簿に登録され、代理権の範囲が不明な場合は包括的であるとみなされる旨の規定を明記して新設した(第8a条(2))。

5. 期間の規定の削除

・ 改正前に設けられていた審査過程における指定期間(2-5月)、期間延長、期間不遵守の効果(拒絶)についての規定を削除した(改正前第11-13条の削除)。

6. 手数料に関する規定の追加

・ 特許の取消に係る手数料は発生しない旨の規定及び年金の還付についての規定を追加した(第19条、第20条)。

7. 技術文書に関する規定の整備

・ 出願に必要な技術文書(明細書、クレーム、図面、要約等)について、提出部数の規定、優先権証明書の翻訳文の規定を削除した(改正前第25条(2)及び第40条(2)の削除)。

・ 要約不提出の場合の取扱いについて、改正前の職権作成から出願不処理に変更した(第48c条(3))。

・ 出願に単一性欠如がある場合に追加発明の追加調査手数料の納付期限を2-6週間から1月に変更した(第57条(2))。

8. 技術水準に関する報告書に関する規定の整備

- ・ 技術水準に関する報告書はEPOの要請によりEPOに送付できる旨の規定を新設した(第58条(2), 第90条(2-2))。

9. 出願公開に関する規定の整備

- ・ 出願公開をしない出願の対象に分割出願を追加した(第60c条(e))。
- ・ 優先権主張を伴う出願について早期審査(迅速審査)の請求がある場合, 優先期間経過前に請求があった場合にのみ明細書が公開される旨の規定を追加した(第63条(3))。

10. 特許の訂正に関する規定の追加

- ・ 特許所有者の請求により不正確な記載を訂正でき, また, 庁側の過誤の場合は庁が職権で訂正できる旨の規定を追加した(第107a条)。

11. 補加的保護証明書に関する規定の追加整備

- ・ 補加的保護証明書(以下「証明書」)の対象を, 特許法の改正に則して, 改正前の「医薬品及び植物保護製品」から「医薬品の活性成分又は活性成分の組合せ」と変更した(第127a条)。
- ・ 証明書付与の申請, 証明書の保護期間延長の申請に必要な書類及び手数料の規定を追加した(第127b条(1)(c), (2)(3))。
- ・ 証明書の保護期間延長申請に必要な項目を追加した(第127c条)。
- ・ 証明書付与申請の公表事項, 期間延長申請の公表事項を追加した(第127d条)。
- ・ 証明書の保護期間延長申請の場合の審査項目を追加した(第127f条)。
- ・ 保護期間の延長が認められた場合の公告事項を追加した(第127g条(3)(4))。
- ・ 保護期間の延長申請が拒絶又は取り下げられた場合, 証明書が無効等された場合はその旨を公告する旨の規定を追加した(第127h条)。
- ・ 証明書の保護期間が延長された場合の特許の年金納付の要件及び延長の効力が消滅した場合の年金の還付についての規定を追加した(第127i条, 第127m条)。
- ・ 証明書の保護期間延長申請の様式, 内容, 審査及びその他の要件並びに取下げの登録及び手数料の還付の規定を追加した(第127n条-第127t条)。
- ・ 証明書に関する規定が小児補加的保護証明書にも適用される旨の規定を新設した(第127u条-第127z-5条)
- ・ 証明書に関する各規定を植物保護製品の活性成分又は活性成分の組合せにかかる補加的保護証明書にも適用する旨の規定を新設した(第127z-6条-第127z-8条)。

改正内容：

・ 第2条

郵便物提出日に関して明確化された。

・ 第3条

小児補加的保護証明書(小児証明書)に関して追加された。

・ **第 8a 条**

(2)は委任状に関する新設項である。

・ **第 11 条-第 13 条**

削除された。

・ **第 19 条**

新設条である。

・ **第 25 条**

(2)は削除された。

・ **第 40 条**

(2)は削除された。

・ **第 57 条**

(2)において、手数料納付期限が1月になった。

・ **第 107a 条**

新設条である。

・ **第 127b 条, 第 127c 条, 第 127d 条, 第 127f 条, 第 127g 条, 第 127h 条, 第 127i 条,**

証明書の保護期間延長に関して明確化された。

・ **第 127n 条-第 127t 条**

証明書の保護期間延長の取下げに関する新設条である。

・ **第 127u 条-第 127z-5 条**

医薬品に係る小児補足的保護証明書に関する新設条である。

・ **第 127z-6 条-第 127z-8 条**

植物保護製品に係る補足的保護証明書に関する新設条である。